



# 宮 崎 県 公 報

令和6年11月11日 (月曜日) 第 560 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

規 則  
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則…… (福祉保健課) 1  
告 示  
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…… (障がい福祉課) 6  
公 告

頁

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 6  
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する意見書の提出…………… ( “ ) 6  
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 7  
病院局公告  
○落札者等の公告…………… 7

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第42号

#### 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (昭和57年宮崎県規則第44号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(進学準備給付金支給申請書) 第22条 省令第18条の9第1項に規定する申請書は、 <u>進学準備給付金支給申請書</u> (別記様式第43号) によるものとする。	(進学・就職準備給付金支給申請書) 第22条 省令第18条の9第1項に規定する申請書は、 <u>進学・就職準備給付金支給申請書</u> (別記様式第43号) によるものとする。
(進学準備給付金支給等の決定調書) 第23条 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定による <u>進学準備給付金</u> の支給又は不支給を決定するときは、 <u>進学準備給付金支給 (不支給) 決定調書</u> (別記様式第44号) によるものとする。	(進学・就職準備給付金支給等の決定調書) 第23条 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定による <u>進学・就職準備給付金</u> の支給又は不支給を決定するときは、 <u>進学・就職準備給付金支給 (不支給) 決定調書</u> (別記様式第44号) によるものとする。
(進学準備給付金支給等の決定通知書) 第24条 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定による <u>進学準備給付金</u> の支給又は不支給を決定したときは、 <u>進学準備給付金支給 (不支給) 決定通知書</u> (別記様式第45号) により通知するものとする。	(進学・就職準備給付金支給等の決定通知書) 第24条 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定による <u>進学・就職準備給付金</u> の支給又は不支給を決定したときは、 <u>進学・就職準備給付金支給 (不支給) 決定通知書</u> (別記様式第45号) により通知するものとする。

別記様式第40号及び別記様式第43号を次のように改める。

様式第40号（第19条関係）

令和 年 月 日

就労自立給付金支給申請書

西臼杵支庁長  
福祉子どもセンター長 殿  
福祉事務所長

申請者 住所又は居所  
〒

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
		年 月 日 ( 歳)
		年 月 日 ( 歳)
		年 月 日 ( 歳)
		年 月 日 ( 歳)
		年 月 日 ( 歳)

## 4. 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください）

- 利用する       利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出下さい。

様式第43号 (第22条関係)

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

西臼杵支庁  
福祉こどもセンター所長 殿  
福祉事務所長

申請者 住所又は居所  
(進学する者又は就職する者)

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_
- 2 申請者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 進学・就職する先 (大学等名、会社名等)  
名 称 \_\_\_\_\_
- 4 進学・就職後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)  
 進学・就職前の住宅と同じ  
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)  
 居住 (予定) 地 \_\_\_\_\_
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
  - ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
  - ・入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
  - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
- ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
- ③ その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
  - ・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
  - ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
  - ・その他確実に就職先に就職することを証する書類
- ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
- ③ その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

## 7 進学・就職準備給付金振込先 (申請者名義の口座に限ります。)

公金受取口座  利用する  利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合

(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 \_\_\_\_\_ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号 

--	--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)預 金 種 類  普通預金  当座預金

(該当する□にチェックを入れてください。)

口 座 番 号 

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カナ)

口座名義人 \_\_\_\_\_

※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

別記様式第44号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「進学給付番号」を「進学就職番号」に、「進学先」を「進学先または就職先」に、「進学後の居住先」を「進学後または就職後の居住先」に、「支給日及び支給方法」を「支給日」に改める。

別記様式第45号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「支給日、支給方法」を「支給日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の生活保護法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 604号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 6 年 11 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
三宅 善順	医療法人社 団アブラハ ムクラブ ベテスタク リニック	都城市	循環器内 科	令和 6 年 11 月 1 日
宇藤 一光	医療法人友 光会 整形外科押 領司病院	小林市	整形外科	令和 6 年 11 月 1 日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ニトリ日向店

日向市財光寺1702番 1 外 7 筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 2 項の規定による届出

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項及び大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

令和 6 年 7 月 10 日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 6 年 11 月 11 日から令和 6 年 12 月 11 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により、意見書の提出があったので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル加納店

宮崎市清武町加納乙 382-4 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 5 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗の新設

令和 6 年 7 月 29 日

3 意見の概要

(1) 意見書を提出した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

非公開

(2) 意見の内容又は趣旨

ニュー池田台、下加納地区にとっての生活道路である道路にトライアルの出入り口ができると聞いた。渋滞、事故は確実に起きる。トライアル側は渋滞はないと公言したらしいが、朝と夕方の様子を県の方でも見てもらいたい。信号も短く、これは30年ばかり変わっていないが、トライアルができれば右折なんてできない。子供の通学路も変えないと危険である。トラックの搬入口が 269（現県道27号）沿いになるらしいので一般客の出入り口も 269（現県道27号）沿いにしてもらいたい。

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 6 年 11 月 11 日から令和 6 年 12 月 11 日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、長田土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和6年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	畑 中 利 美	北諸県郡三股町大字樺山4444番地 18

## 病院局公告

### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年11月11日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
医療機器等一式（県立3病院共同調達）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当  
宮崎市橋通東1丁目9番18号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年10月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社六濤  
東京都文京区本郷3丁目14番3号
- 5 落札金額  
401,945,500円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和6年8月26日

--	--